

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○保安林の指定(二件)……………

……………(産業労働局農林水産部森林課)……………一

○都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)……………一

公告

○開発行為に関する工事完了……………

……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………三

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………

……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………三

雑報

○東京都職員共済組合理事長の職務代理者の指定の

廃止……………(東京都職員共済組合)……………四

○東京都職員共済組合理事長の職務代理者の指定……………

……………(同)……………四

○東京都職員共済組合の役員の退職及び就職……………(同)……………四

告示

●東京都告示第六百九十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和四年五月六日

東京都知事 小池 百合子

一 保安林の所在場所

大島町野増字大宮上手一七番、二二二番一、二四〇番

二、同番三、二四一番一から同番三まで、二四〇番一

(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該

立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面

及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び大島町役

場に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第六百九十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和四年五月六日

東京都知事 小池 百合子

一 保安林の所在場所

大島町泉津字不重九〇一番一、九〇八番、九三六番一

及び同番二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該

立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産

業労働局農林水産部及び大島町役場に備え置いて縦覧に供

する。)

●東京都告示第六百九十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年五月六日から起算して二週間

東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和四年五月六日

東京都知事 小池 百合子

一 路線名

恋ヶ窪新田三鷹

二 変更の区間

国分寺市東恋ヶ窪一丁目二百八十番一地从先から同市東恋ヶ窪三丁目十九番二地先まで

三 変更の概要

別図表示のとおり

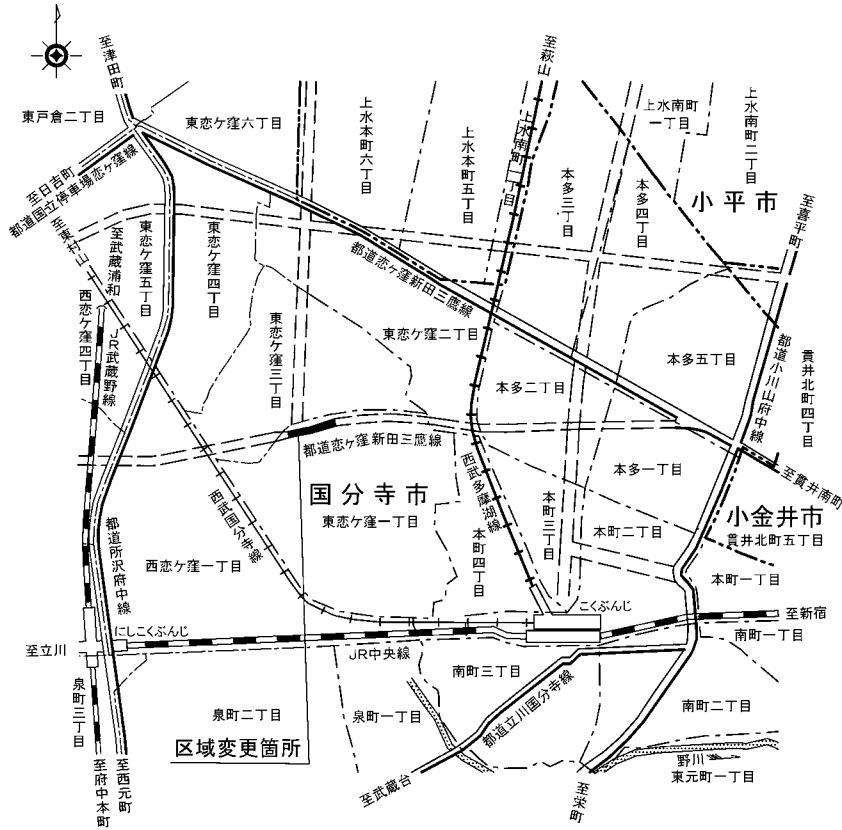
別図

都道恋ヶ窪新田三鷹線区域変更略図

国分寺市東恋ヶ窪一丁目～東恋ヶ窪三丁目

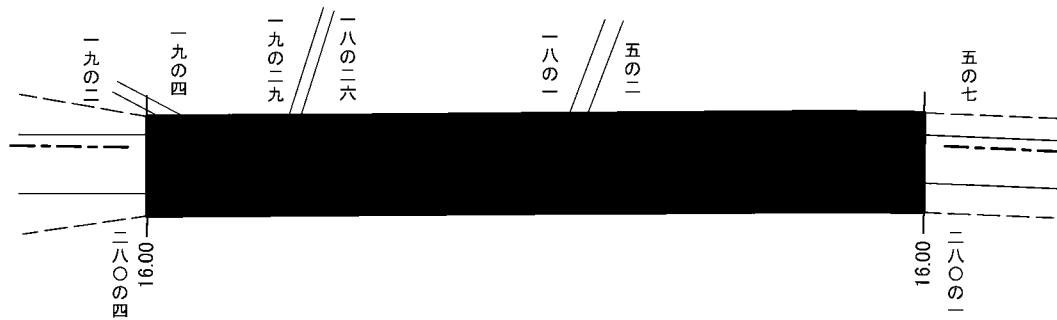
 都道
 市道
 編入区域
 延長
 面積

延長 一・二四・九二メートル
 面積 一、九九九・四〇平方メートル
 計画線



国分寺市

東恋ヶ窪三丁目



東恋ヶ窪一丁目

公 告

開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年五月六日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
住所及び氏名

府中市新町二丁目二十六番三、西東京市芝久保町四丁目二
同番四並びに同番五、同番六
十六番三号
株式会社東栄住宅
代表取締役 佐藤 千尋

西東京市芝久保町五丁目二千
二百二十二番八の一部（第一
工区）
埼玉県越谷市南越谷一丁目
二十一番地二
株式会社中央住宅
代表取締役 品川 典久

清瀬市旭が丘一丁目二百七十
番一
港区高輪三丁目二十二番九
号
タマホーム株式会社
代表取締役 玉木 伸弥

東久留米市学園町一丁目十八
番三、同番十二、同番十三及
び同番十四の一部
武蔵野市境二丁目二番二号
株式会社飯田産業
代表取締役 築地 重彦

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下
「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店
舗の変更について届出があったので、同条第三項において

準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、
その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう
とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体
にあつては団体名及びその代表者の氏名) (二)住所(団体に
あつては所在地) (三)意見を述べる理由」を記載した書面を
添えて、令和四年五月六日から四月以内に東京都産業労働
局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
に到着するように提出してください。

令和四年五月六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名
八王子みなみ野シティショッピングセンター
- 二 店舗所在地
八王子市みなみ野一丁目八番一号
- 三 設置者名
株式会社新都市ライフホールディングス
- 四 設置者住所
新宿区西新宿六丁目八番一号
- 五 変更前の設置者の代表者名
安達 勝
- 六 変更後の設置者の代表者名
小林 昭次
- 七 変更を行った小売業者の氏名又は名称
株式会社三和
- 八 変更前の小売業者の住所
町田市森野五丁目十八番二号
- 九 変更後の小売業者の住所
町田市金森四丁目一番二号
- 十 変更前の小売業者の代表者名
小山 克己
- 十一 変更後の小売業者の代表者名
小山 真

者の代表者名

- 十二 変更日
令和三年十月一日ほか
- 十三 届出日
令和四年三月二十九日
- 十四 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
- 十五 縦覧期間
令和四年五月六日から同年九月六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
- 十六 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
- 一 店舗名
宇津木台ショッピングプラザ
- 二 店舗所在地
八王子市久保山町一丁目十番地
- 三 設置者名
株式会社新都市ライフホールディングス
- 四 設置者住所
新宿区西新宿六丁目八番一号
- 五 変更前の設置者の代表者名
安達 勝
- 六 変更後の設置者の代表者名
小林 昭次
- 七 変更日
令和三年十月一日
- 八 届出日
令和四年三月二十九日
- 九 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
- 十 縦覧期間
令和四年五月六日から同年九月六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
- 十一 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで。

分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 フレンテ仙川(駅ビル)
- 二 店舗所在地 調布市仙川町一丁目四十三番地一
- 三 設置者名 京王電鉄株式会社
- 四 設置者住所 新宿区新宿三丁目一番二十四号
- 五 変更前の店舗所在地 調布市仙川町一丁目四十三番地一
ほか
- 六 変更後の店舗所在地 調布市仙川町一丁目四十三番地一
- 七 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社京王ストアほか二名
- 八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社京王ストアほか三名
- 九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 京王書籍販売株式会社ほか一名
- 十 変更前の小売業者の代表者名 渡邊 洋文(京王書籍販売株式会社)ほか
- 十一 変更後の小売業者の代表者名 保木 久仁彦(京王書籍販売株式会社)ほか
- 十二 変更日 令和三年六月二十四日ほか
- 十三 届出日 令和四年三月二十九日
- 十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十五 縦覧期間 令和四年五月六日から同年九月六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

時までを除く。

- 一 店舗名 京王府中駅ビル
- 二 店舗所在地 府中市府中町一丁目二番地の一
- 三 設置者名 京王電鉄株式会社
- 四 設置者住所 新宿区新宿三丁目一番二十四号
- 五 変更前の店舗所在地 府中市府中町一丁目二番地の一
ほか
- 六 変更後の店舗所在地 府中市府中町一丁目二番地の一
- 七 変更前の小売業者の氏名又は名称 京王書籍販売株式会社ほか五名
- 八 変更後の小売業者の氏名又は名称 京王書籍販売株式会社ほか四名
- 九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 京王書籍販売株式会社ほか二名
- 十 変更前の小売業者の代表者名 渡邊 洋文(京王書籍販売株式会社)ほか
- 十一 変更後の小売業者の代表者名 保木 久仁彦(京王書籍販売株式会社)ほか
- 十二 変更日 令和三年六月二十四日ほか
- 十三 届出日 令和四年三月二十九日
- 十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十五 縦覧期間 令和四年五月六日から同年九月六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

雑報

●東京都職員共済組合告示第三号

令和三年東京都職員共済組合告示第四号により告示した東京都職員共済組合理事長の職務代理者の指定は、令和四年三月三十一日をもって廃止した。

令和四年五月六日

東京都職員共済組合

理事長 黒 沼 靖

●東京都職員共済組合告示第四号

地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五百二十二号)第十二条第一項の規定に基づき、令和四年四月一日付で、東京都職員共済組合理事長の職務代理を行う者として、理事早川剛生を指定した。

令和四年五月六日

東京都職員共済組合

理事長 黒 沼 靖

東京都職員共済組合の役員退職及び就職について

東京都職員共済組合の役員に次のとおり退職及び就職があったので、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五百二十二号)第十四条第四項の規定に基づき公告する。

令和四年五月六日

東京都職員共済組合

理事長 黒 沼 靖

一 退職役員

二 就職役員

役職名	氏名	所 属	退職年月日
理事	西村 泰信	東京都職員共済組 合事務局長	令和四年三月 三十一日
理事	早川 剛生	東京都職員共済組 合事務局長	令和四年四月 一日

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

